

## 会議結果のお知らせ

令和5年度第1回宮古市空家等対策推進協議会を次のとおり開催しました。

令和5年7月4日

宮古市空家等対策推進協議会

### 1 開催日時

令和5年6月26日（月） 午後3時～午後3時45分

### 2 開催場所

宮古市役所 4階特別会議室

### 3 会議の概要

- (1) 応急措置の実施について
- (2) 特定空家の認定について
- (3) 宮古市空家等利活用補助金について

### 4 問い合わせ先

宮古市企画部企画課地域創生推進室 電話 0193-62-2111 内線 4620

令和5年度第1回  
宮古市空家等対策推進協議会 開催結果

**1 開催日時**

令和5年6月26日（月） 午後3時～午後3時45分

**2 場 所**

宮古市役所4階特別会議室

**3 出席者（11名）**

伊藤勝博、中村裕三、山本正徳、古舘博、昆裕之、新妻守男、小嶋昌裕、坂下幸子、  
小林徳光、澤出清蔵、西澤崇誌

**4 欠席者（1名）**

ガルシア小織

**5 事務局出席者（4名）**

企画部長 多田康、企画部企画課長 箱石剛、企画課地域創生推進室長 工藤真奈美  
同室主査 竹田真吾

**6 傍聴者**

なし

**7 議事等**

- ・議事1 応急措置の実施について  
事務局より令和5年3月に実施した応急措置の内容について報告。
- ・議事2 特定空家の認定について  
2件の特定空家の認定について審議。原案どおり承認。
- ・議事3 宮古市空家等利活用補助金について  
事務局より令和4年度の実績および令和5年度の交付内容等について報告。

(参考資料) 質疑応答内容

質問・意見	回答
<p>【議事(2)「特定空家の認定について」】</p> <p>(委員) 和見町の建物について、前回の会議で認定に至らず今回再度の協議となっているが、前回から何か懸案事項、検討事項等変更となったものか。</p> <p>(委員) 和見町、熊野町それぞれの建物について、相続人と接触を図れているか。</p> <p>(委員) 和見町の建物について、今後相続人全員に通知を送るとするのは手続上特定空家の認定後ということか。</p> <p>(委員) 熊野町の建物について、擁壁の状態が危険と思われるが、建築物本体のほかに擁壁についても解体等指導することになるのか。</p> <p>(委員) 相続人が相続放棄した場合はどのような対応となるか。</p>	<p>(事務局) 前回は審議の場において判断材料となるべき現況の写真や建物周辺図など資料が不足していたことから、資料等を整えて再度認定についてお諮りするもの。</p> <p>(事務局) 和見町の建物については過去に数回、所有者の長男宛てに適正管理の依頼を文書で依頼しているところであるが応答はない。今後は他の相続人にも通知したうえで接触を図りたい。 熊野町の建物については所有者の長男と連絡がとれているが、費用面から解体に難色を示している状況である。</p> <p>(事務局) 認定と併せ助言・指導の通知を実施するので、そこからとなる。また当建物については条例に基づく応急措置費用の請求も今後控えており、全相続人宛てに行う予定である。</p> <p>(事務局) 擁壁についても一体として解体等指導の対象と考えている。</p> <p>(事務局) 全員が放棄となった場合、裁判所に財産管理人の選任申立を行う方法がある。財産管理人は弁護士が選任されることが多い。</p>